

子育て世代外出支援事業「ムーベビ」よくある質問

更新:令和8年5月1日

	質問	回答
1	申請できる期間は決まっていますか。	申請できるのは、母子健康手帳を取得した時からお子さんの1歳の誕生日当日までです。
2	申請期限が近いのですが、2回の申請を続けて行うことはできますか。	可能です。
3	どこに、いつ電子チケットが発行されますか。	毎月15日までの申請で、当月末に申請の際に入力したメールアドレス宛にチケットコードを送付します。
4	新しく妊娠しました。既に他の子(1歳未満)について「ムーベビ」を申請し電子チケットを持っていますが、もう一度申請が必要ですか。	新しい妊娠についても「ムーベビ」の申請が可能です。
5	現在、多胎児(ふたご、みつご以上)を妊娠中です。申請は何回できますか。	多胎のお子さんの場合でも「1世帯」ですので、1万円分×2回まで申請可能です。
6	所得制限はありますか。	ありません。
7	生活保護を受給していますが、「ムーベビ」を申請できますか。	申請可能です。
8	外国籍でも支給対象となりますか。	支給対象です。
9	市外に引っ越しの予定ですが、そのまま使えますか。	転出した月の翌月末までご利用いただけます。

	質問	回答
10	もしママが「ムーベビ」の申請をした場合、パパに電子チケットを渡すことはできますか。	住民票上の同一世帯内の方でしたら事前に登録した最大3人まで電子チケットを共有することができます。メールで送られてきたチケットコードをパパにお知らせいただくことで電子チケットを渡すことができます。ただし、アプリに連携済みの電子チケットはほかの方へ渡すことができないためご注意ください。
11	「ムーベビ」の電子チケットを近所に住む祖母に渡すことはできますか。	できません。 電子チケットを共有できるのは、住民票上の同一世帯の方のみです。近所に住む祖父母や、同じお家にお住まいでも住民票上の別世帯の方とは共有することができませんのでご注意ください。
12	武蔵野市外でも電子チケットを利用してタクシーに乗降車できますか。	武蔵野市外でもご利用いただけます。電子チケットが利用可能なタクシー会社は、アプリ提供元と提携があり、アプリでの配車及び清算が可能な事業者です。
13	「ムーベビ」申請後に流産(または死産)しました。電子チケットは引き続き利用できますか。	「ムーベビ」申請後に流産や死産をされた場合も補助された電子チケットはご利用可能です。
14	「ムーベビ」申請前に流産(または死産)しました。電子チケットの申請は可能ですか。	「ムーベビ」申請前に流産や死産をされた場合も申請可能です。申請期限は、出産予定日から1年後の同じ日までとなります。
15	タクシー料金が電子チケットの金額を下回った場合、はおつりができますか。	おつりは出ません。
16	電子チケットを利用してタクシー料金を支払う場合、差額を現金で支払うことはできますか。	電子チケットの額面をこえた差額のお支払いはアプリに登録していただいたクレジットカードからの引き落としとなります。
17	1回の乗車で電子チケットを複数枚同時に利用できますか。	1回の乗車につき、利用できる電子チケットは1枚です。

	質問	回答
18	電子チケットと他の割引券やクーポンは同時に利用できますか。	電子チケットと他の割引券やクーポンを同時に利用することはできません。ただし、乗車時に障害者手帳を提示して1割引となった運賃については、電子チケットで支払いが可能です。